

保育所、幼稚園等とっとり自然保育認証制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県のめざす幼児の姿「遊びきる子ども」を目指し、子どもたちの「体力の向上」「感性」「探究心」「集中力」「自ら考える力」などを育成する場の一つとして鳥取県の豊かな自然を活用し、自然体験活動を行う保育所、幼稚園等の施設に対し、県が定める基準に基づき認証し、その活動を支援することにより、子どもたちの健全育成を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自然体験活動 野外を中心に、豊かな自然環境や地域資源（自然の中で営まれる各地域における農林水産業等及びこれらに関わる人々をいう。以下同じ）を身体や五感を使って積極的に活用した様々な体験活動をいう。
- (2) 保育所、幼稚園等とっとり自然保育 保育所、幼稚園等において自然を活用し、自然体験活動を積極的に取り入れた保育及び幼児教育をいう。

(認証基準)

第3条 保育所、幼稚園等とっとり自然保育を行う園の認証に係る基準（以下「認証基準」という。）は、別表に定めるとおりとする。

(認証の申請及び審査等)

第4条 保育所、幼稚園等とっとり自然保育を行う園の認証を受けようとする者は、保育所、幼稚園等とっとり自然保育認証申請書（様式第1号）及び保育所、幼稚園等とっとり自然保育実施計画書（様式第2号）に必要書類を添付して、知事が別に定める日までに申請しなければならない。

- 2 知事は、前項の申請（以下「申請」という。）があったときは、その内容を審査し、子育て王国とっとり会議の意見を聴取した上で、認証又は不認証の決定を行うものとする。
- 3 知事は、前項の規定により認証の決定をしたときは、保育所、幼稚園等とっとり自然保育認証書（様式第3号。以下「認証書」という。）を交付するものとする。
- 4 知事は、第2項の規定により不認証の決定を行ったときは、その旨を通知するものとする。

(認証内容の変更)

第5条 保育所、幼稚園等とっとり自然保育の認証を受けた者（以下「認証を受けた者」という。）は、次に掲げる事項を変更しようとするときは、保育所、幼稚園等とっとり自然保育認証内容変更届出書（様式第4号）を変更しようとする日の1月前までに知事に提出しなければならない。ただし、知事が軽微な変更と認めるものについては、この限りでない。

- (1) 実施者（実施者が法人の場合にあつては、その代表者を含む。）
- (2) 前号に掲げるもののほか、保育所、幼稚園等とっとり自然保育認証申請書に記載した事項

(確認)

第6条 知事は、認証を受けた者に対して、認証を受けた日から起算して5年の間に1回は、認証について確認を行うものとする。

- 2 前項の確認にあたって、認証を受けた者は、保育所、幼稚園等とっとり自然保育認証確認申請書（様式第5号。）及び第4条第1項に規定する保育所、幼稚園等とっとり自然保育実施計画書（様式第2号）に必要書類を添付して、知事が別に定める日までに提出しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、知事は、実情に応じ、保育所、幼稚園等とっとり自然保育の実施状況について、認証を受けた者に確認を求めることができる。

(認証の返上)

第7条 認証を受けた者が、当該認証を返上しようとする場合には、保育所、幼稚園等とっとり自然保育認証返上届（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の返上届には、交付を受けた認証書を添付するものとする。

(認証の取消し)

第8条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、認証を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の事実が判明したとき。
- (2) 認証基準に適合しなくなったとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、認証を取り消すことが適当であると認められるとき。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年3月31日から施行する。

別表 (第3条関係)

項目	基準
実施者	次に掲げる基準を全て満たすこと。 1. 鳥取県内において、保育所、幼稚園、認定こども園及び届出保育施設を運営している団体（法人格の有無については問わない。）であること。 2. 法人又は任意団体にあつては、次のいずれにも該当すること。 (1) 宗教活動若しくは政治活動又は特定の公職を有する者（候補者を含む。）若しくは政党を推薦し、指示し、若しくは反対することを主たる目的としていないものであること。 (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員の利益になる活動を行うものでないこと。 3. 企業又は団体にあつては代表者、役員又は保育者が、個人にあつては申請をした本人又は保育者が、次のいずれにも該当しない者であること。 (1) 申請の日の属する年の5年前の年の1月1日から申請の日までの間に、教育又は保育に関して、不正又は著しく不当な行為をした者 (2) 申請の日の属する年の2年前の年の1月1日から申請の日までの間に、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の19の規定に基づき保育士の登録を取り消された者 (3) 申請の日の属する年の3年前の年の1月1日から申請の日までの間に、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条の規定に基づき教育職員免許状が失効した者又は同法第11条の規定に基づき教育職員免許状を取り上げられた者 (4) 暴力団の構成員
対象施設	実施者が、保育及び幼児教育を行う施設とする。
活動計画及び内容	1. 園の活動方針、指導計画等に自然体験活動に関する事項を入れ、計画的に実施すること。 2. 活動に当たっては、地域資源を活用し、地域住民の協力を得られるよう努めること。 3. 屋外の活動をする場所は、複数確保すること。なお、園外にも最低1箇所は確保すること。
活動時間	3歳以上児に係る自然体験活動の時間が園当たり平均して週6時間以上とすること。
活動時の職員体制	1. 保育所にあつては、鳥取県児童福祉施設に関する条例（平成24年鳥取県条例第79号）別表第4に規定する保育士の配置基準によるものとする。 2. 幼稚園にあつては、幼稚園設置基準（昭和31年文部省令第32号）第5条に規定する教職員の配置基準によるものとする。 3. 認定こども園にあつては、鳥取県認定こども園に関する条例（平成26年鳥取県条例第43号）別表第1又は別表第2に規定する教育又は保育に従事する職員の配置基準によるものとする。 4. 地域型保育事業者が行う保育施設にあつては、認可を受けた市町村において、児童福祉法第34条の16の規定により、市町村が家庭的保育事業等の設備及び運営について条

	<p>例で定めた基準に規定する保育従事者の配置基準によるものとする。</p> <p>5. 届出保育施設にあつては、認可外保育施設に対する指導監督の実施について（平成13年雇児第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）別添認可外保育施設指導監督基準の第1に規定する保育従事者の配置基準によるものとする。</p> <p>6. 自然体験活動を行う場合は、子どもの人数にかかわらず保育者は最低2人以上とする。</p>
質の担保	<p>1. 県等が実施する自然体験活動に関する研修を受講すること。</p> <p>2. 自然体験活動に関する内部研修を実施すること。</p>
安全対策	<p>1. 県等が実施する安全対策研修を受講すること。</p> <p>2. 園外で自然体験活動を行う場合は、活動場所までの安全な移動手段を確保すること。</p> <p>3. 避難又は危険回避ができる措置、怪我や事故への迅速な体制を確保すること。</p> <p>4. 自然体験活動における安全対策マニュアルを作成し、かつ、保育者と保護者に周知すること。</p> <p>5. 自然体験活動を行うに当たっては、安全に配慮した人員を確保するよう努めること。</p>